

門総法第474号
平成25年10月15日

金川建設株式会社
代表取締役 金川 孝三 様

門真市長 園部 一成

グラウンド良土埋戻し及び整地工事に係る調査回答並びに公共工事における社会通念に反する下請要求の受け入れ対応の疑惑について

標記について、下記のとおり厳重に注意する。

記

旧門真市立中央小学校撤去工事における貴社及び一次下請業者間のグラウンド良土埋戻し及び整地工事請負契約に関し、場内発生土及び搬入土に係る本市の質問に対して、貴社が「土を埋め戻したら掘り出し土の2割が残る」という、全く事実に反する回答を口頭及び文書で出し、それを5箇月間も維持したことに起因し、本市の事実調査等の実施に混乱を生じさせたこと及びそれに伴う新たな事実調査を行う事態を生じさせたことについて、大変遺憾であり、今後は係る事態が生ずることのないよう慎重に対応し、再発防止を徹底されたい。

また、調査の過程において、先の警告書に係る強要未遂事件以外の、工事現場周辺住民ではない2名による、工事妨害の可能性を匂わせた威迫的発言を背景にした、社会通念に反する下請け要求を貴社が受け入れ、イケダ社に対して損失補填措置を言及して2次下請としての受け入れをさせ、2名に多額の口利き料的利益を与えたという疑惑を生じさせたことは、軽視できるものではないが、本件工事について、本市では、裁判記録及び貴社への面談調査等から、暴力団等による不当要求には該当しないと判断をしている。

今後については、契約の適正な履行を妨げる社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求、もしくはそれに該当する可能性があると考えられる要求を受けた際には、速やかに市に報告するなど厳正な対応に努められたい。